

福島県糖尿病療養指導士会会則

第1章 総則

第1条 名称

本会の名称は、福島県糖尿病療養指導士会とする。

第2条 目的

本会は、福島県下における医師並びに福島県糖尿病療養指導士を中心とし、その療養指導に関する知識の向上を図ること、さらに福島県糖尿病療養指導士間の連携を図ること
で福島県における糖尿病診療全体への活性化を目的とする。

第3条 事業

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1) 福島県糖尿病療養指導士研修事業
- 2) 糖尿病患者支援に関する事業
- 3) 糖尿病に関する啓発事業
- 4) 糖尿病に関する調査・研究
- 5) その他本会の目的を達成するための事業

第4条 事務局

- 1) 本会の事務局は下記に置く。

せいの内科クリニック

〒963-8851 福島県郡山市開成6丁目192-2

Tel : 024-983-1024 Fax : 024-983-1010

E-mail : dm1024@seino-clinic.jp

HP : <http://www.fukushimalcde.jp>

- 2) 本会は総会の議決を経て、従たる事務局を必要な地に設置及び変更することができる。

第2章 会員

第5条 会員

本会の会員は、下記に該当する者とする。

- 1) 福島県糖尿病療養指導士の資格を有する者
- 2) 本会の目的に賛同し、本会が定める入会届を事務局に提出し理事長が推薦し理事会で承認された者
- 3) 理事長が推薦し理事会で承認された者

第6条 会費

- 1) 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
- 2) 年会費は2,500円とする。

第7条 退会

会員が次の各号に該当する場合、会員の資格を喪失する。

- 1) 福島県糖尿病療養指導士の資格を喪失したとき
- 2) 別途定める退会届を事務局に提出したとき
- 3) 本人が死亡したとき
- 4) 第6条に定める年会費を2年間未納のとき
- 5) 除名されたとき

第8条 除名

会員が次の各号に該当する場合には総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 本会の会則または規則に違反したとき
- 2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第3章 役員等

第9条 種類及び定数

本会に次の役員を置く。

- 1) 理事長 1名
- 2) 副理事長 2～3名
- 3) 会計 2名
- 4) 監査役 2名
- 5) 理事 20名以上30名以内

第10条 職務

- 1) 理事長は本会を代表し、会務を総理し、その業務を統括する。
- 2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が職務執行困難となった場合は、あらかじめ理事長が指名した序列に従って理事長の職務を代行する。
- 3) 会計は本会の出納事業を担当する。
- 4) 監査は本会の業務及び財産の状況を監査する。
- 5) 理事は理事会を構成し、本会運営事業について審議し決定する。

第11条 選任等

- 1) 理事長は理事会で審議の上選出され、総会において承認する。
- 2) 副理事長、会計、監査は理事長が推薦し、総会において承認する。また、理事は理事長が選任する。
- 3) 副理事長、会計、監査、理事は規約で定める中央認定委員会の役員及び委員を兼ねることもできる。

第12条 任期

- 1) 役員の任期は5年とする。但し再任を妨げない。
- 2) 総会の承認を経て、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3) 役員を辞任しようとする者は、理事長に辞任届けを提出しなければならない。

第13条 顧問および相談役

本会に、顧問および相談役を置くことができる。顧問および相談役は理事長が委嘱する。顧問および相談役は、理事会および運営役員会に出席して意見を述べるができるが決議に参加することはできない。

第4章 運営役員会

第14条 構成

- 1) 運営役員会は理事長、副理事長、会計、監査で構成する。
- 2) 理事長は必要に応じ顧問および相談役に出席を求めることができる。ただし顧問および相談役は決議に参加することはできない。

第15条 権能

運営役員会は次の事項を議決する。

- 1) 理事会に付議すべき事項
- 2) 総会及び理事会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第16条 開催

運営役員会は理事長が必要と認めたときに開催する。また運営役員会は3分の2以上の出席により成立する。

第17条 議長

運営役員会の議長は理事長が務める。

第18条 議決

運営役員会の議事について議決する際には、出席者の3分の2以上をもって議決される。可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 理事会

第19条 構成

- 1) 理事会は第9条第1号から第5号に定める者で構成する。
- 2) 理事長は必要に応じ顧問および相談役に出席を求めることができる。ただし顧問および相談役は決議に参加することはできない。

第20条 権能

理事会は次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) 運営役員会より提案があった事項
- 4) 規約で定める中央認定委員会からの報告事項
- 5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第21条 開催

- 1) 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2) 通常理事会は年1回開催する。
- 3) 臨時理事会は次の各項に該当する場合に開催する。
 - ①理事長が必要と認めた時
 - ②理事会構成員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- 4) 理事会は理事長が招集し、役員2分の1以上の出席により成立する。
- 5) 第21条第3号第2項による請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 6) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第22条 議長

理事会の議長は役員、顧問および相談役の中から選出する。

第23条 議決

理事会の議事について議決する際には、出席者の2分の1以上をもって議決される。可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 総会

第24条 構成

総会は会員をもって構成する。

第25条 機能

総会は次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- 1) 会則、事業等の改廃
- 2) 事業計画及び報告並びに収支予算および決算
- 3) 理事会が推薦する理事長
- 4) 理事長が選出する役員
- 4) 理事長の提案事項
- 5) 本会の解散
- 6) その他本会の運営に関し、重要な事項

第26条 開催

- 1) 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。
- 2) 通常総会は年1回開催する。
- 3) 臨時総会は次に各項に該当する場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
 - ②会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき
- 4) 総会は理事長が招集し、会員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5) 第26条第3号第2項による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 6) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

第27条 議長

総会の議長は理事長が務める。

第28条 議決

総会の議事について議決する際には、出席した会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第29条 書面表決等

- 1) やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2) 前号の場合における第 25 条第 4 号の適応については、その会員は出席したものとみなす。

第 7 章 支 部 会

第 30 条 支部

本会は、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めた時は、理事会の決議を経て支部を設置することができる。

第 31 条 支部活動

支部は本会の趣旨に反しない範囲で独自の活動を行うことができる。細則については各支部ごとに協議し、決定することができる。

第 32 条 支部役員

各支部には、理事会の承認により支部長を置く。支部長は必要に応じて副支部長、会計および監査を委嘱することができる。

第 33 条 支部活動報告

支部長は、毎年 3 月末日までに、その年度の活動内容および監査報告を添付した会計報告書を理事長に提出しなければならない。

第 8 章 細則および内規

第 34 条 細則および内規

本会の運営を円滑にするため、細則ならびに内規を定めることができる。

第 35 条 細則

細則の制定および改廃は、運営役員会で原案を作成し、理事会の承認を得て決定される。

第 36 条 内規

内規の制定および改廃は、運営役員会において協議して決定する。

第 9 章 会計及び事業年度

第 37 条 会計

- 1) 本会の会員は年会費を納入しなければならない。
- 2) 年会費の額は、理事会において協議し、総会において承認する。

3) 本会の毎年度の収支決算は会計が作成し、監事役の監査を受け、総会で承認を得るものとする。

第38条 事業年度

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第10章 会則の変更および解散

第39条 会則の変更

本会会則の変更は、運営役員会で原案を作成し、理事会の承認を得て、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

第40条 解散

本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

附則

本会の会則は、平成19年12月2日より施行する。

本会の会則は、平成29年4月29日に改訂、同日より施行する。

本会の会則は、平成31年4月14日に改訂、同日より施行する。ただし改訂した年会費は令和2年度分より徴収する。

本会の会則は、令和2年4月25日に改訂、同日より施行する。なお、改訂により令和2年度の事業年度は4月1日から12月31日とする。

以上